


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢寿子		
件名	東大和市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する訓令について		区分		
関係事項	条例規則	予防接種法施行令			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>当市においては、全国市長会の予防接種事故賠償補償保険に加入し、「東大和市予防接種事故災害補償規程」を定め、任意接種として行政が実施する予防接種に係る事故を補償することとしている。</p> <p>平成27年4月10日付で、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成27年4月23日付で、全国市長会より「予防接種事故賠償補償保険」の保険金額の一部を、同法施行令改正に見合った額に改正する旨の通知があった。</p> <p>このことに伴い、当該規程においても同様に一部改正を行う。</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 第6条の表中における補償金額を次のように改める。 <p>死 亡：「4, 210万円」を「4, 310万円」に改める。</p> <p>障害1級：「4, 210万円」を「4, 310万円」に改める。</p> <p>障害2級：「2, 803万1, 000円」を「2, 869万8, 000円」に改める。</p> <p>障害3級：「2, 140万」を「2, 190万9, 000円」に改める。</p> <p><施行日></p> <ul style="list-style-type: none"> 決裁日から施行する。また、改正後の第6条の規定は、平成27年4月1日から適用する。 					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>訓令の案文については、文書課の事前審査済。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。